

## 第6章 事故災害対策計画

海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策は次のとおりとする。

### 第1節 海上災害対策計画

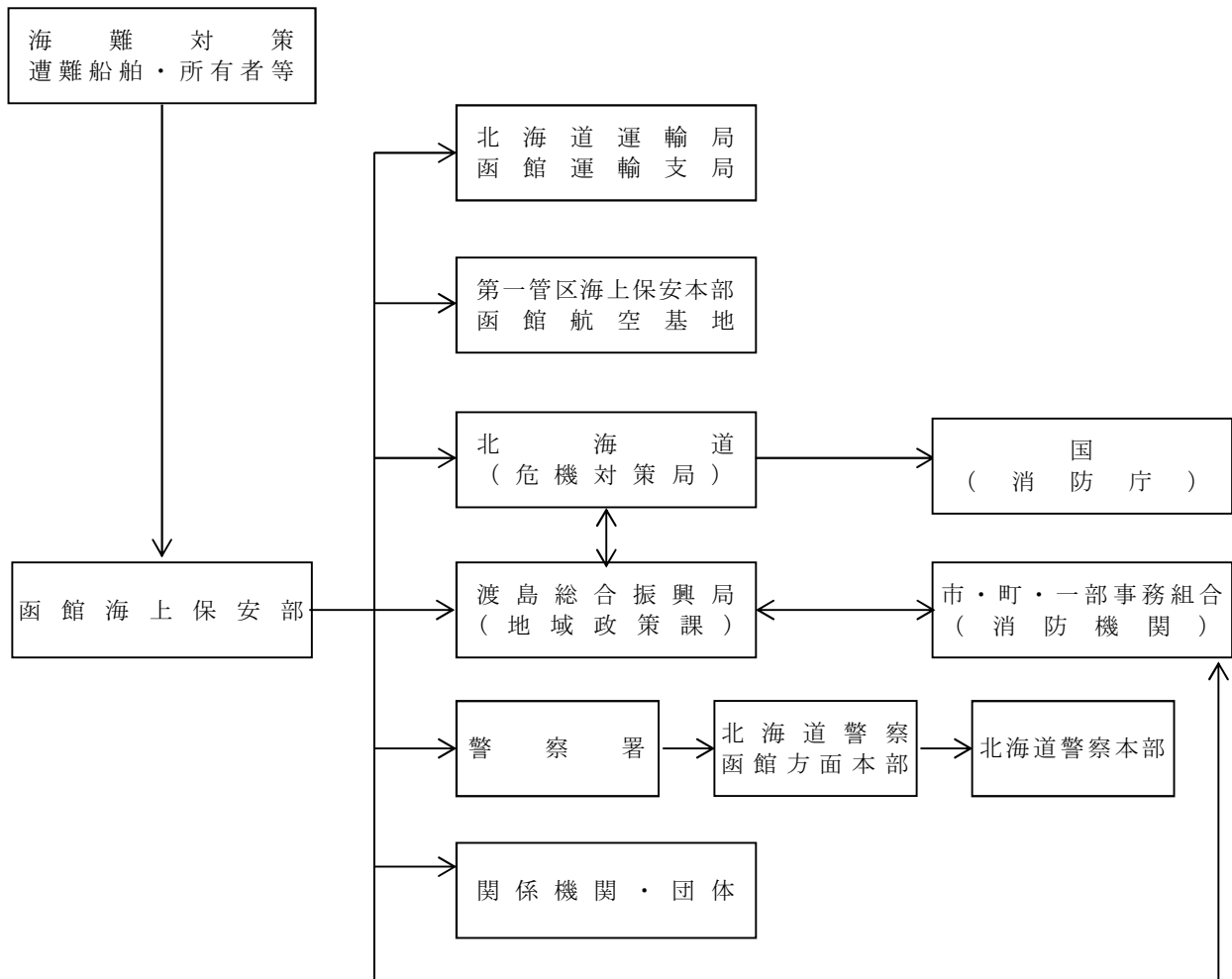
#### 第1 海難対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

渡島地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章第1節第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

#### 1 情報通信連絡系統図

海上災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。



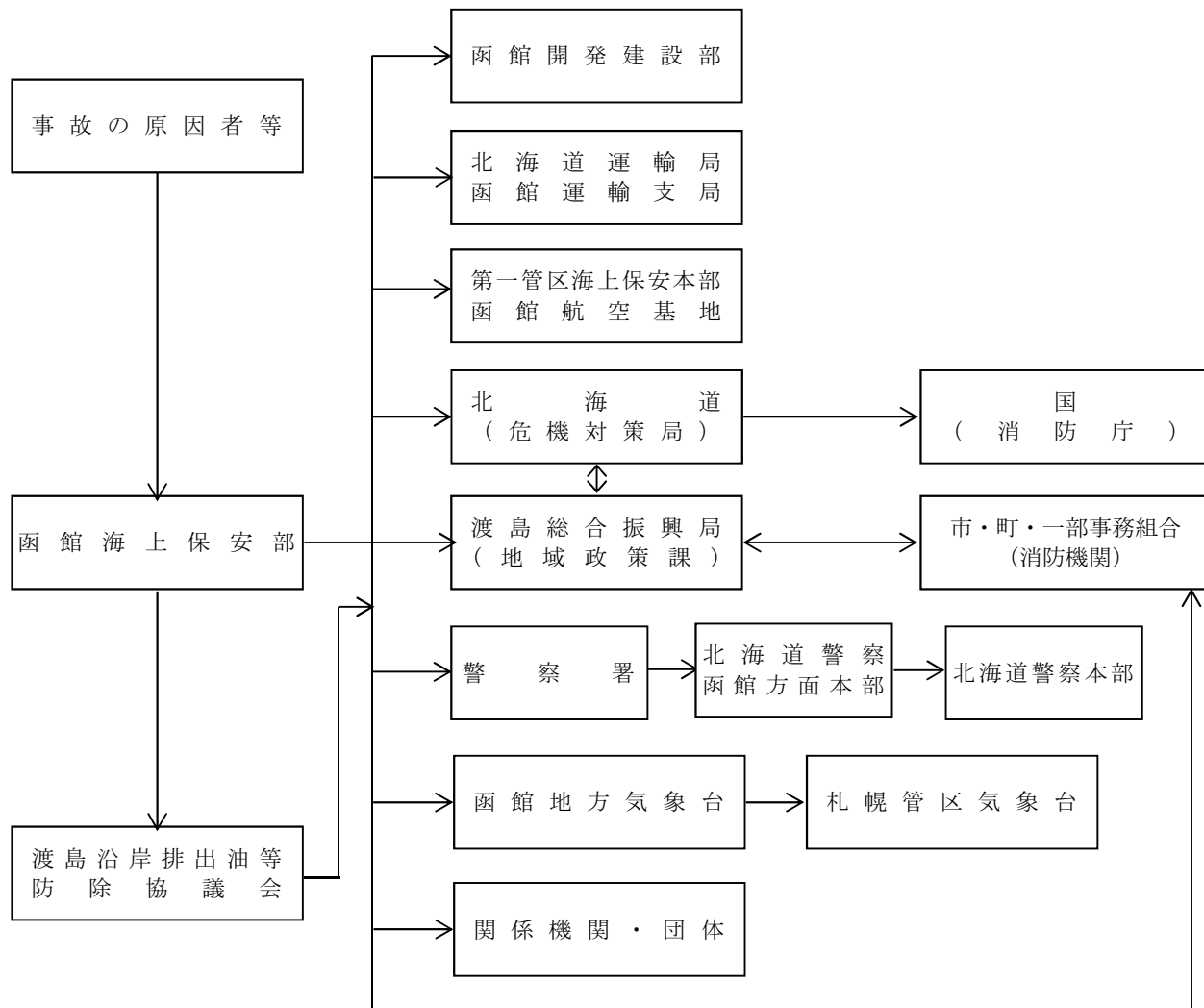
## 第2 流出油等対策計画

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画、流出油事故災害対応マニュアル及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

渡島地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章第1節第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

### 1 情報通信連絡系統図

流出油等対策に係る情報の伝達系統は次のとおり。



## 第2節 航空災害対策計画

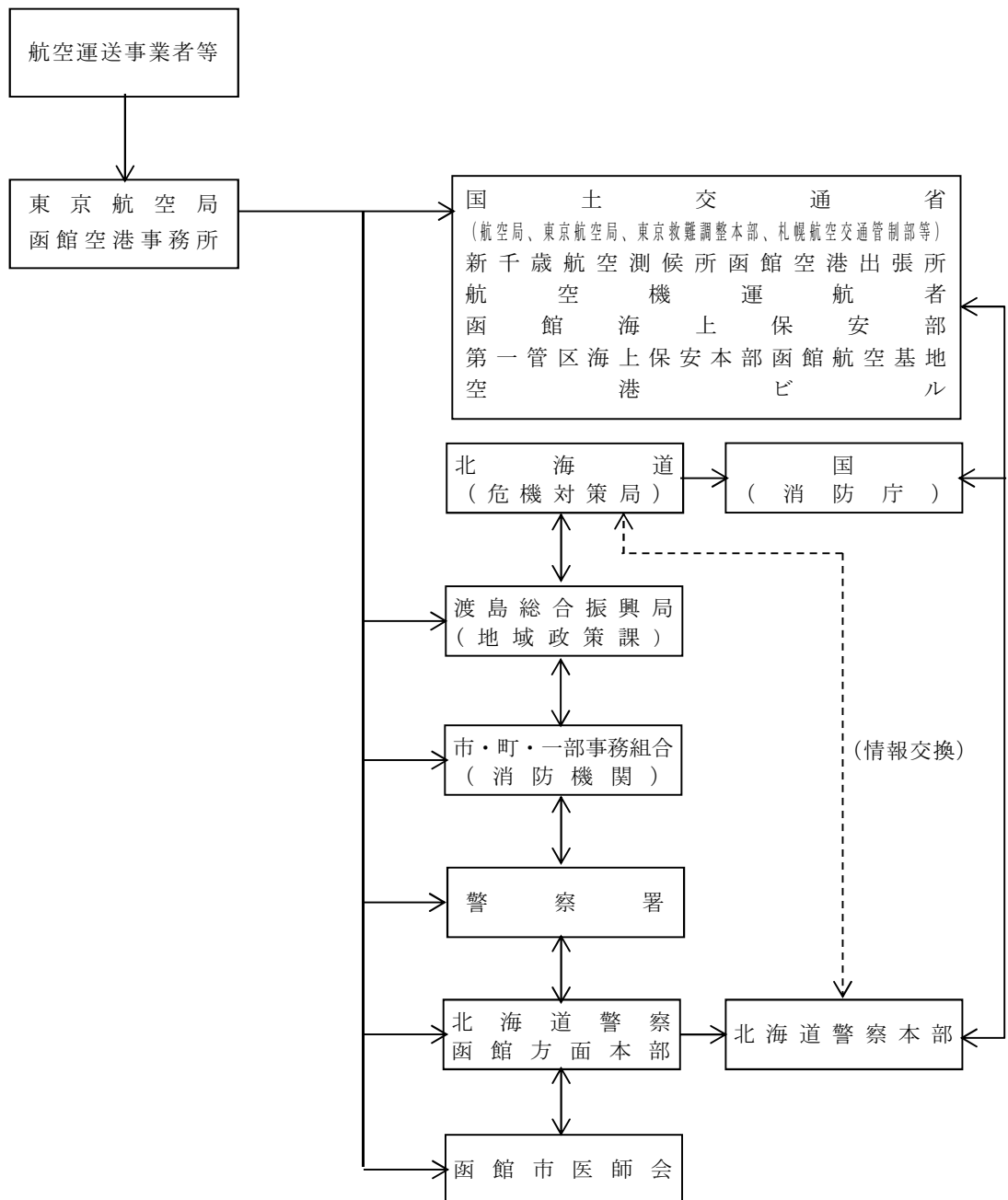
空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

渡島地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章第1節第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

### 第1 情報通信連絡系統図

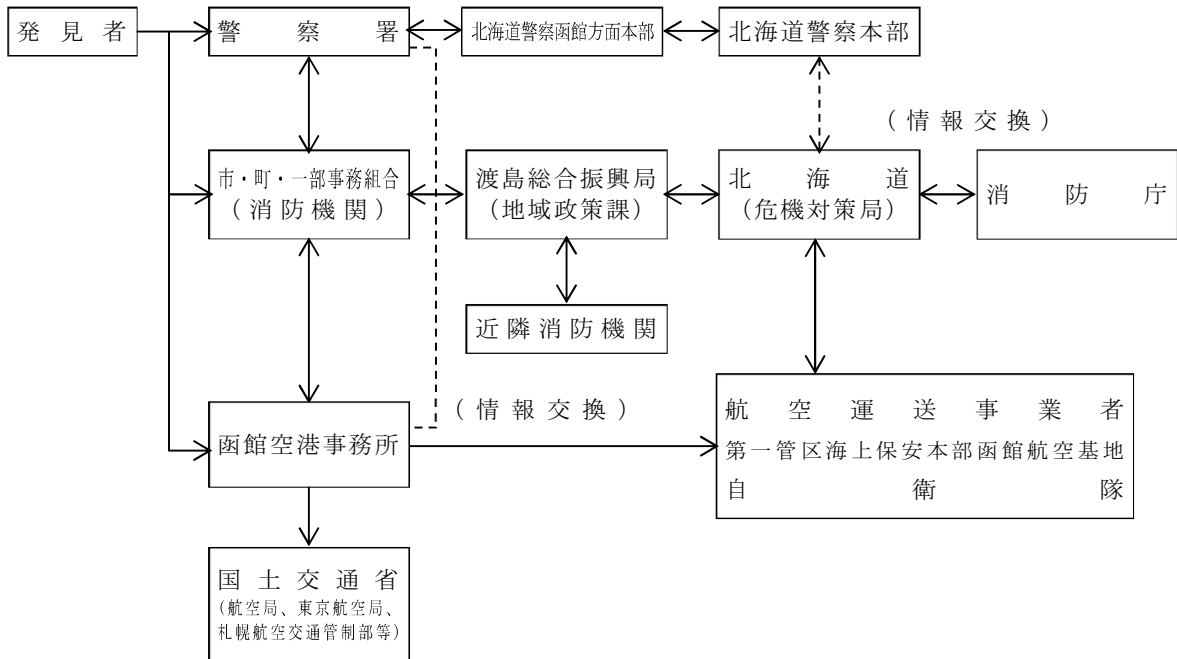
航空災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。

#### 1 函館空港の区域内又は空港区域周辺で発生した場合

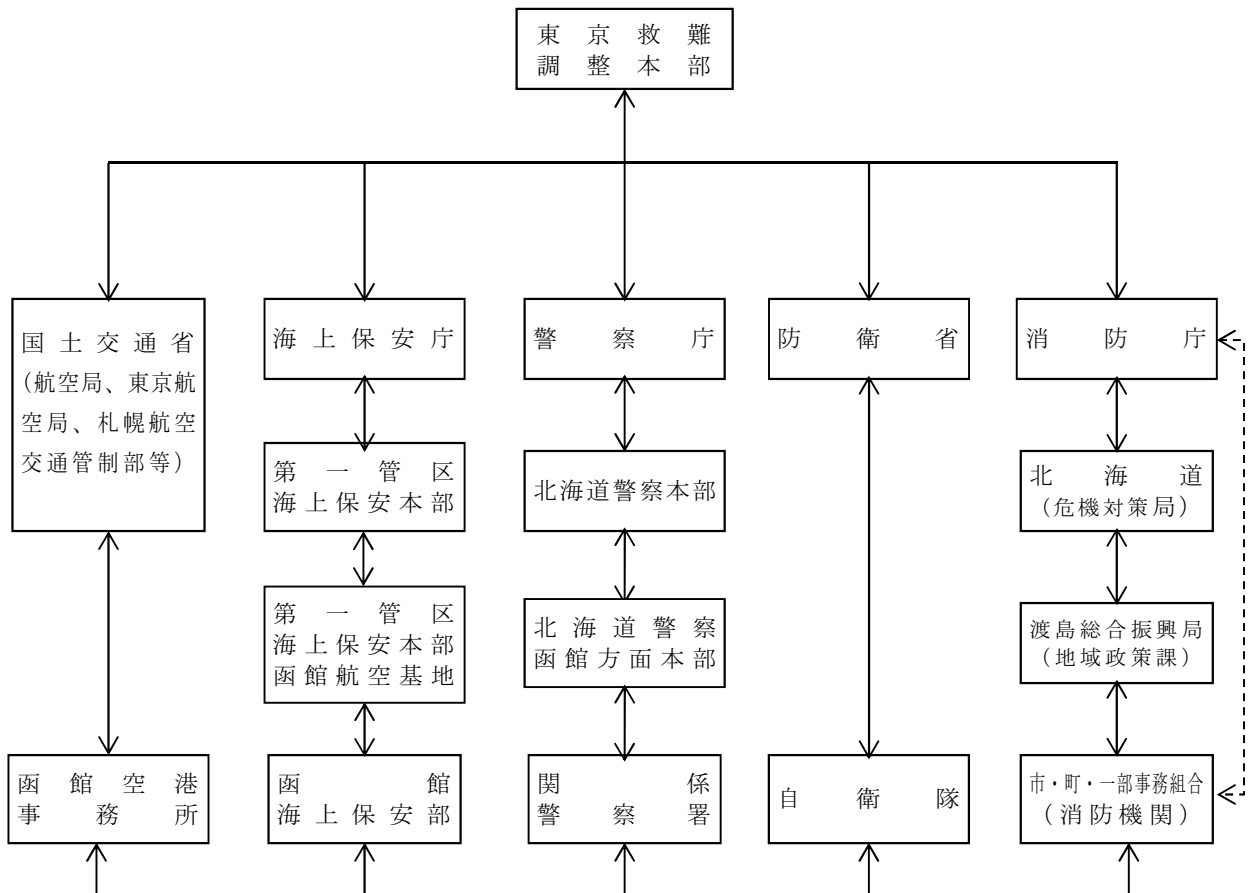


## 2 その他の地域で発生した場合

### (1) 発生地点が明確な場合



### (2) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

-----> 道と通信断絶時の連絡系統

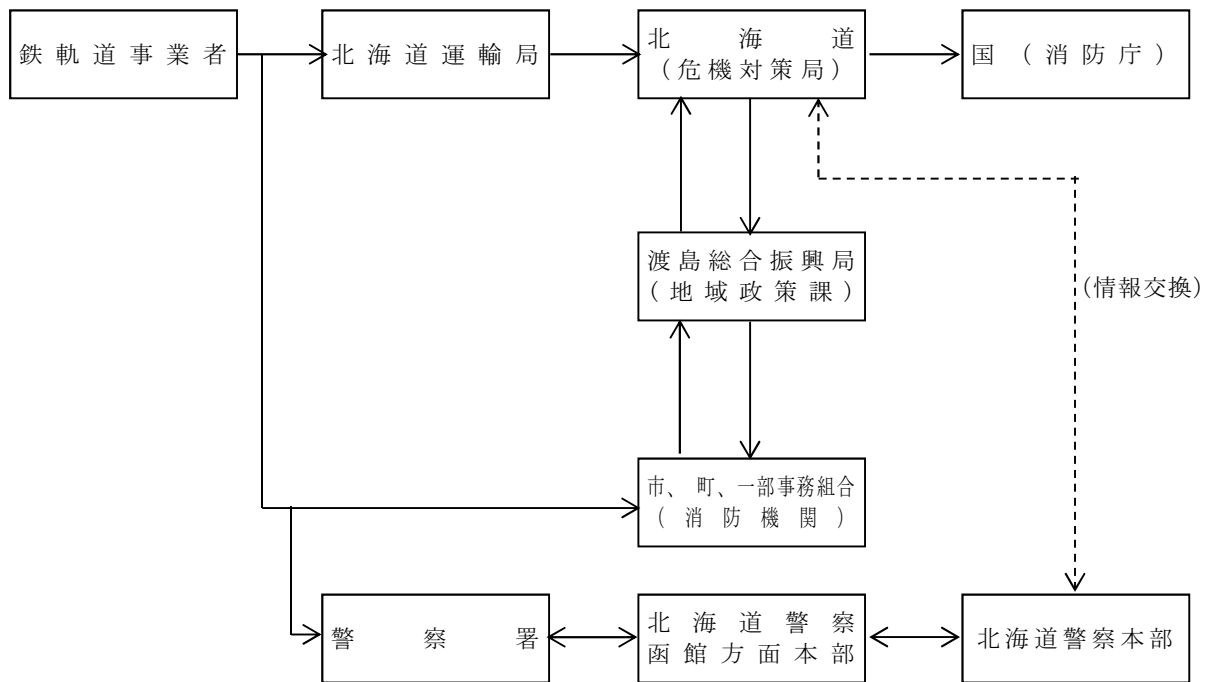
### 第3節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

渡島地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章 第1節 第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

#### 第1 情報通信連絡系統図

鉄道災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。



#### 第4節 道路災害対策計画

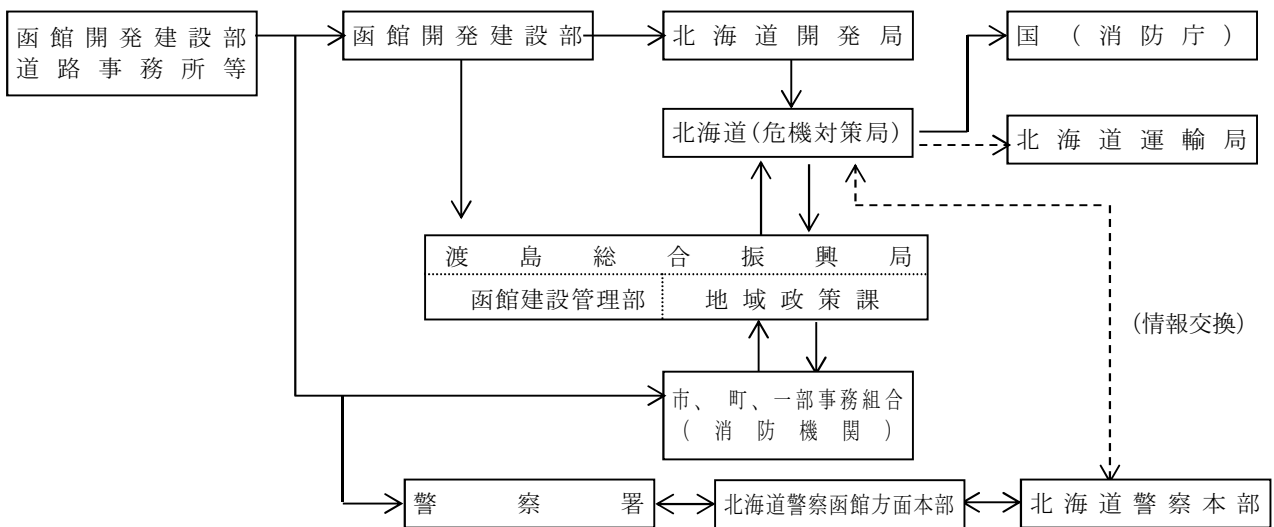
道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

渡島地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章 第1節 第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

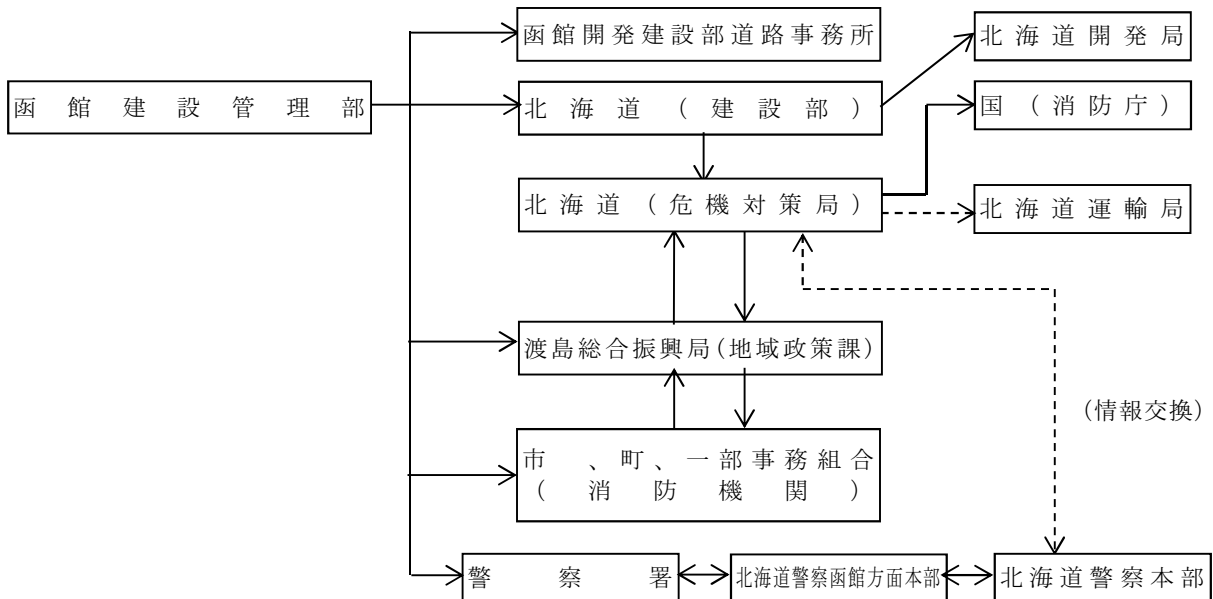
#### 第1 情報通信連絡系統図

##### 1 道路災害（施設災害）発生に係る情報の伝達系統図

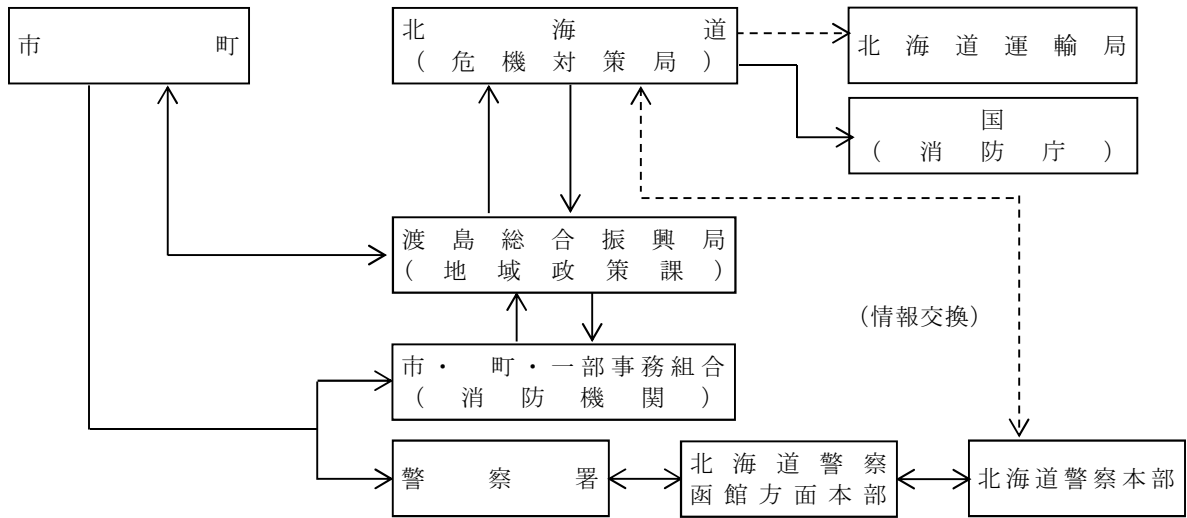
##### (1) 国の管理する道路の場合



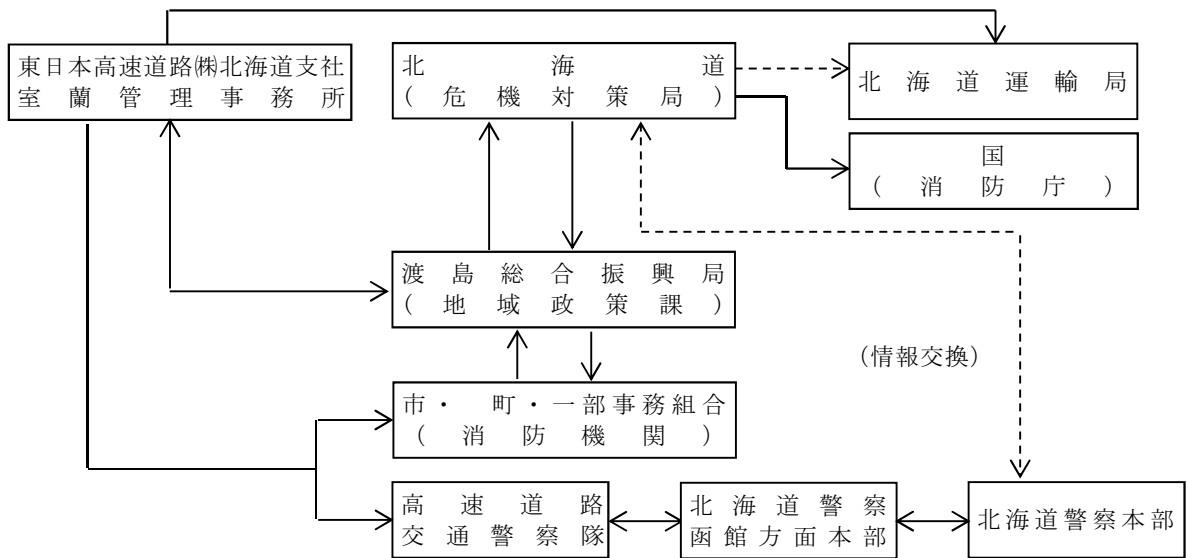
##### (2) 道の管理する道路の場合



(3) 市町村の管理する道路の場合

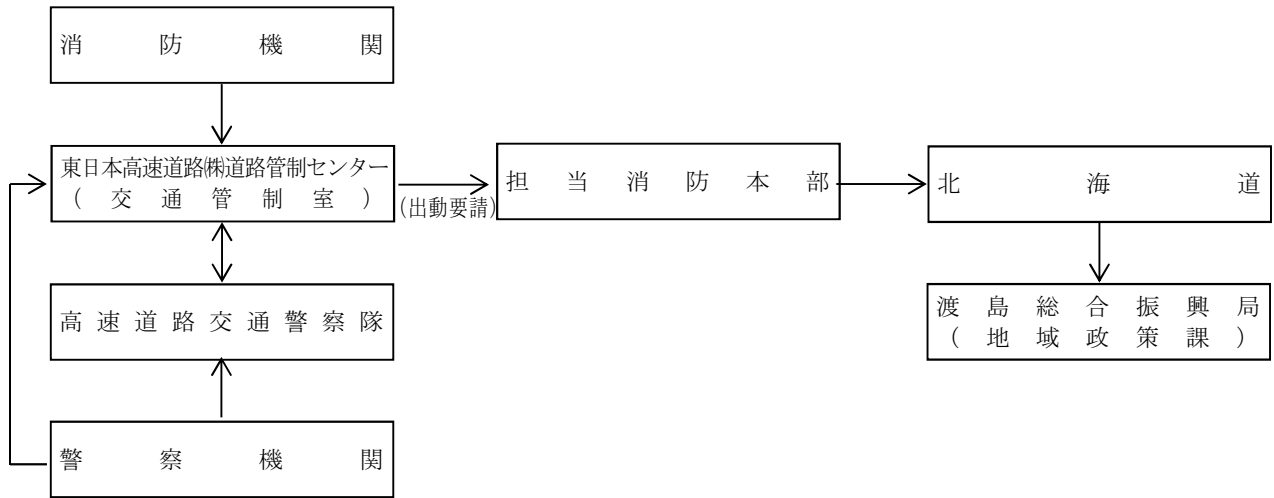


(4) 高速自動車国道の場合



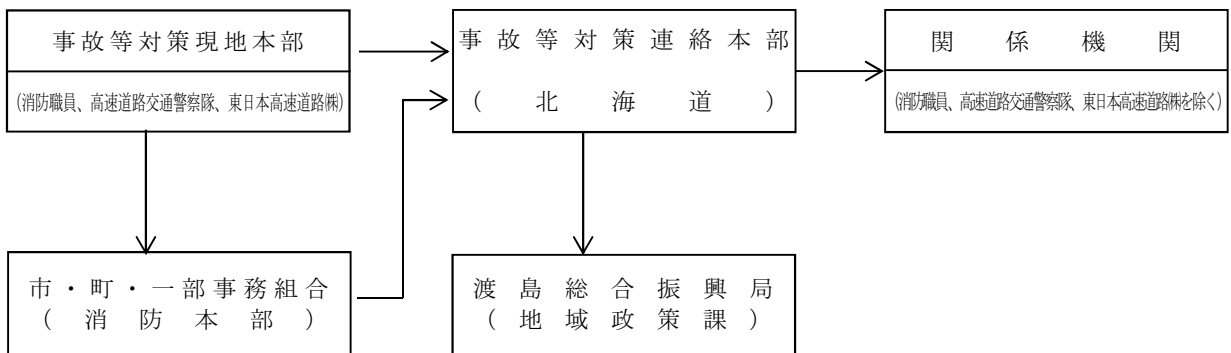
## 2 高速自動車国道における大規模な事故等の発生に係る情報の伝達系統図

### (1) 事故発生通報



- \* 1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報（出動要請）は、原則上下線方式による。
- 2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

### (2) 事故等の対策通報





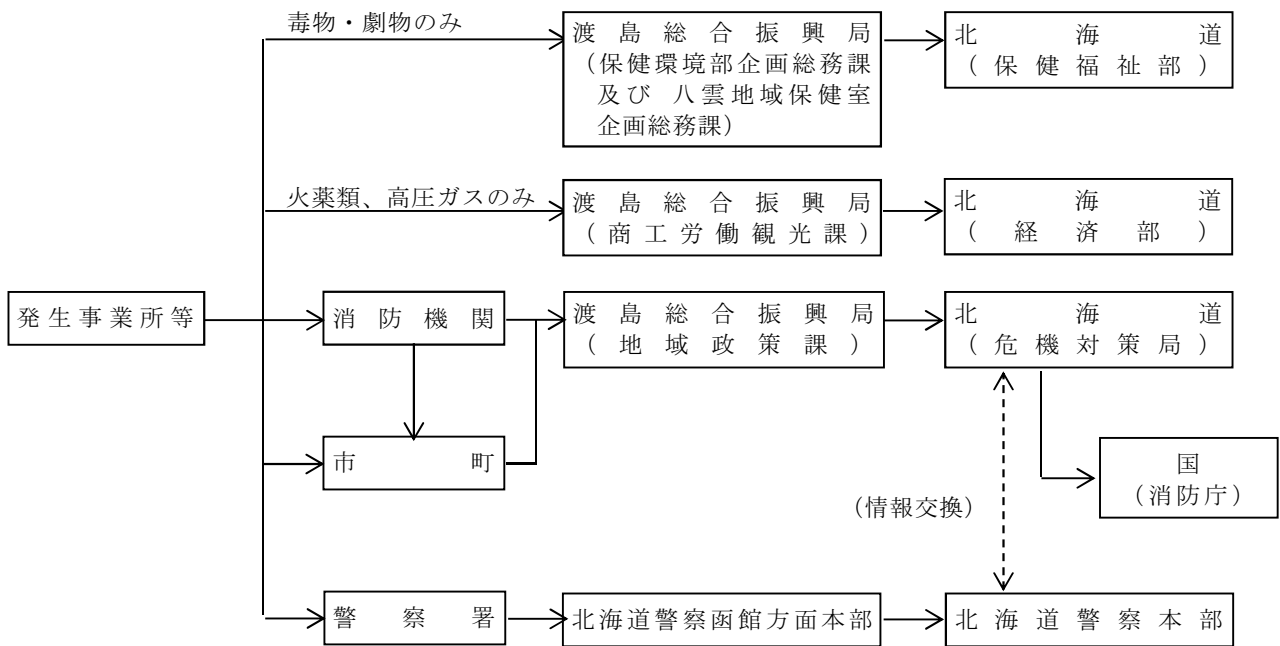
### 第5節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、事業者及び各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

渡島地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章第1節第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

#### 第1 情報通信連絡系統図

危険物等災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。

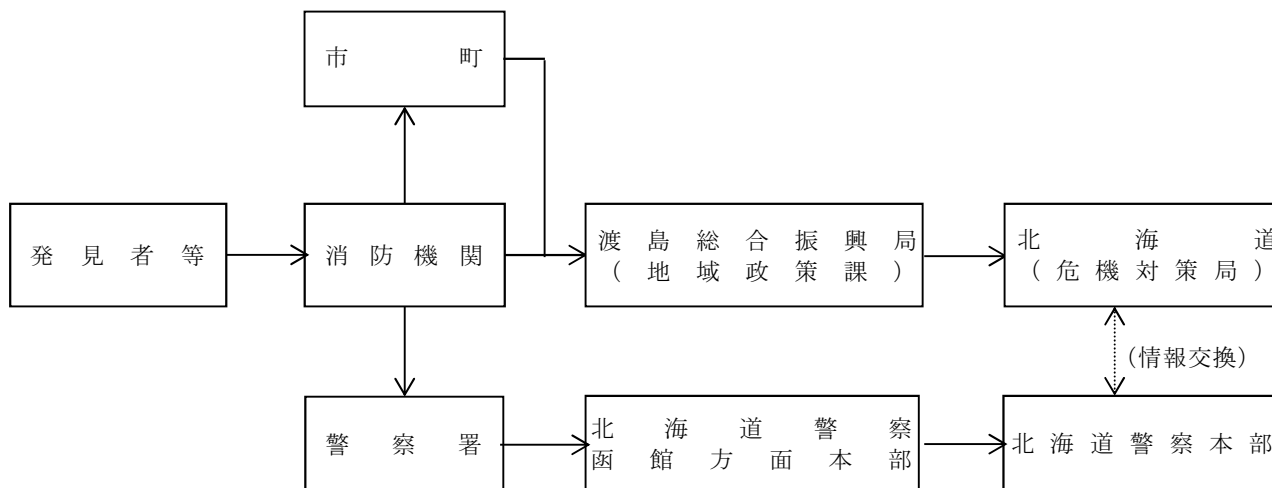


### 第6節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

渡島地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章 第1節 第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

#### 第1 情報通信連絡系統図

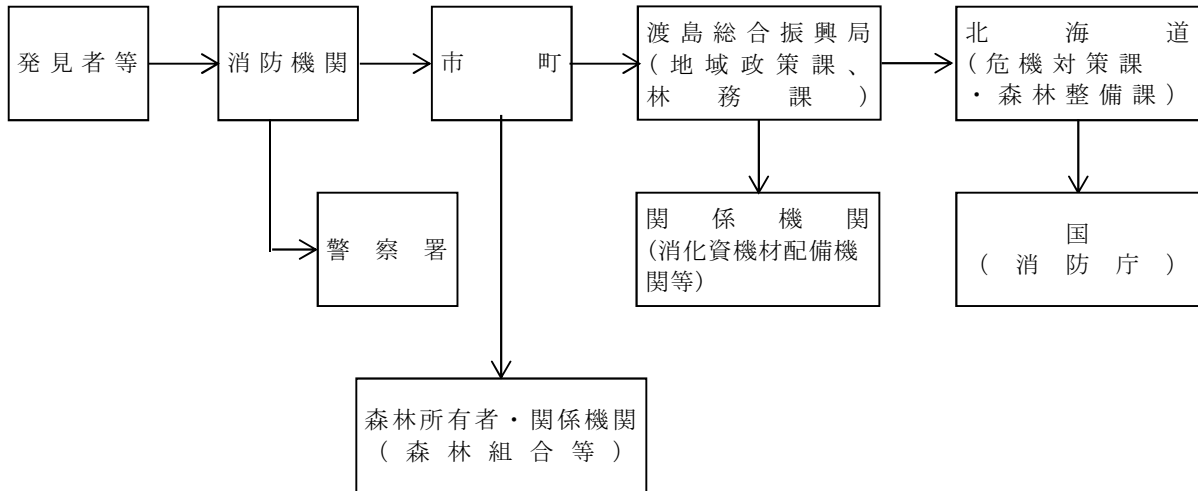


## 第7節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

渡島地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章 第1節 第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

### 第1 情報通信連絡系統図



## 第8節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、道民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

渡島地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章 第1節 第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

### 第1 情報通信連絡系統図

